

厚生労働省北海道労働局 発表
平成 29 年 12 月 13 日(水)

担 厚生労働省北海道労働局
職業安定部職業対策課
課 長 本 間 信 弘
地方障害者雇用担当官 池 田 憲 浩
当 電話 (011) 709-2311
(内線3684)

平成 29 年 障害者雇用状況の集計結果

(平成 29 年 6 月 1 日現在)

厚生労働省では、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき、身体障害者又は知的障害者の雇用義務がある事業主等から、毎年 6 月 1 日現在における身体障害者、知的障害者及び精神障害者(以下「障害者」という。)の雇用状況について **ハローワーク** への報告を求めています。

厚生労働省において、全国の障害者の雇用状況の結果を発表したところですが、北海道分の平成 29 年 6 月 1 日現在における集計結果は以下のとおりでした。

I 概 要

法定雇用率適用区分	法定雇用率	実雇用率		法定雇用率達成割合		法定雇用率達成機関・法人・企業の数 北海道
		北海道	全国	北海道	全国	
民間企業	% 2.0	% 2.13	% 1.97	% 54.1	% 50.0	企業 1,778 / 3,288
地方公共団体	% 2.3	% 2.56	% 2.49	% 95.2	% 89.0	機関 198 / 208
	% 2.2	% 2.04	% 2.22	% 71.4	% 84.4	機関 5 / 7
独立行政法人等	% 2.3	% 2.19	% 2.40	% 81.8	% 78.3	法人 9 / 11

◎ 集計結果のポイント

【 民間企業(50人以上規模の企業) 】(法定雇用率2.0%)

- 集計企業数は3,288企業(対前年比1.0%、31企業増加)
- 雇用率の算定基礎となる対象労働者数は627,189.5人(対前年比2.7%、16,199.0人増加)
- 雇用されている障害者の数は**13,334.5人**(対前年比5.9%、742.0人増加)
- 実雇用率は**2.13%**(対前年比0.07ポイント上昇)
- 法定雇用率達成企業の割合は**54.1%**(対前年比2.6ポイント上昇)

【公的機関】（法定雇用率2.3%、一定の教育委員会2.2%）

- 2.3%の法定雇用率が適用される機関
 - ・雇用率の算定基礎となる対象職員数は66,347.0人（対前年比0.9%、609.0人減少）
 - ・雇用されている障害者の数は1,699.0人（対前年比0.6%、11.0人減少）
 - ・実雇用率は**2.56%**（対前年比0.01ポイント上昇）
 - ・法定雇用率達成機関の割合は**95.2%**（対前年比5.3ポイント上昇）となっており、**10機関が法定雇用率未達成**となっている。
- 2.2%の法定雇用率が適用される機関
 - ・雇用率の算定基礎となる対象職員数は37,754.5人（対前年比0.9%減、344.0人減少）
 - ・雇用されている障害者の数は769.5人（対前年比2.2%、16.5人増加）
 - ・実雇用率は**2.04%**（対前年比0.06ポイント上昇）
 - ・法定雇用率達成機関の割合は**71.4%**（対前年比14.3ポイント上昇）となっており、**2機関が法定雇用率未達成**となっている。

【独立行政法人等】（法定雇用率2.3%）

- ・雇用率の算定基礎となる対象職員数は10,490.5人（対前年比1.0%、106.0人減少）
- ・雇用されている障害者の数は229.5人（対前年比5.7%、14.0人減少）
- ・実雇用率は**2.19%**（対前年比0.11ポイント減少）
- ・法定雇用率達成法人の割合は**81.8%**（前年と同じ）となっており、**2法人が法定雇用率未達成**となっている。

北海道労働局及び **ハローワーク** では、

民間企業については、

- ◎ **ハローワーク** では、各企業の法定雇用率達成に向けて、雇用率達成指導（P21～22参照）をより一層強化し、着実な指導を引き続き実施することとしている。
- ◎ これら雇用率達成指導の強化とともに、**ハローワーク** では、福祉施設・特別支援学校等関係機関との連携による就労支援（「チーム支援」）を重点的な取組項目とし、求人の開拓や障害者の職域提案から、障害者のあっ旋や雇入れ後の職場適応支援まで、トータルな就労支援の充実を図っている。
- ◎ さらに、各種助成制度（トライアル雇用助成金（障害者トライアルコース）、特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース、障害者初回雇用コース）、障害者雇用安定助成金ほか）を効果的に活用して、障害者の雇用促進を図っている（P23～24参照）。

地方公共団体及び独立行政法人等については、

- ◎ 民間企業に率先垂範して法定雇用率を達成する立場にあることから、未達成の機関等に対する達成指導を強力に実施することとしている。

Ⅱ 民間企業における雇用状況

○ 雇用されている障害者の数、実雇用率

集計企業数は3,288社で、前年より1.0%（31企業）増加した。また、雇用率の算定基礎となる対象労働者数は627,189.5人と、前年より2.7%（16,199.0人）増加した。

雇用されている障害者の数は**13,334.5人**と、前年より**5.9%（742.0人）増加し、過去最高**となった。

このうち、身体障害者は8,907.5人、知的障害者は3,270.5人、精神障害者は1,156.5人であった。

実雇用率は**2.13%**と、前年より**0.07ポイント上昇し、過去最高**となった。

法定雇用率達成企業数は、前年より6.0%（101企業）増加し、**1,778企業**となり、達成企業の割合は、前年より**2.6ポイント上昇し、54.1%**となった。

☞ 10ページ 4の(1)、(2)表

○ 企業規模別の状況

実雇用率は、1,000人以上規模の企業で2.38%と最も高く、次いで300～500人未満の規模の企業で2.22%となっており、100人以上の規模の企業が法定雇用率以上となった。

法定雇用率達成企業の割合は、すべての規模の区分で前年と比べ上昇した。

☞ 7ページ (3)、(4) グラフ
☞ 11ページ 4の(3)表

○ 産業別の状況

実雇用率が法定雇用率を上回っている業種は、生活関連サービス・娯楽業(4.18%)、医療・福祉(2.50%)、運輸・郵便業(2.31%)、製造業(2.21%)、電気・ガス・熱供給・水道業(2.20%)、卸売・小売業(2.02%)となっている。

雇用されている障害者の数は、サービス業(263.5人増加)、医療・福祉(249.0人増加)の業種で前年と比べ大きく増加した。

☞ 7ページ (5)、(6) グラフ
☞ 11ページ 4の(4)表

○ 法定雇用率未達成企業の状況

法定雇用率未達成企業のうち、不足数が0.5人又は1人である企業（1人不足企業）の占める割合は、73.1%と過半数を超えている。

また、法定雇用率未達成企業のうち、障害者を1人も雇用していない企業（0人雇用企業）の占める割合は61.6%となっている。

☞ 12ページ 4の(6)表

Ⅲ 地方公共団体における在職状況

1 法定雇用率 2.3%が適用される機関

2.3%の法定雇用率が適用される機関（都道府県知事部局、都道府県機関（企業局、議会事務局、警察等）、市町村長部局及び下記2以外の市町村の教育委員会等）の雇用率の算定基礎となる対象職員数は66,347.0人と、前年より0.9%（609.0人）減少した。

雇用されている障害者の数は**1,699.0人**と、前年より**0.6%（11.0人）減少**した。

このうち、身体障害者は1,603.0人、知的障害者は18.5人、精神障害者は77.5人であった。実雇用率は、前年より**0.01ポイント上昇**し、**2.56%**であった。

法定雇用率達成機関の割合は、前年より**5.3ポイント上昇**し、**95.2%**となり、**10機関が未達成**となっている。

☞ 13ページ 5の(1)、(2)表

2 法定雇用率 2.2%が適用される機関

2.2%の法定雇用率が適用される機関（都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会）の雇用率の算定基礎となる対象職員数は37,754.5人と、前年より0.9%（344.0人）減少した。

雇用されている障害者の数は**769.5人**と、前年より**2.2%（16.5人）増加**した。

このうち、身体障害者は736.5人、知的障害者は3.0人、精神障害者は30.0人であった。実雇用率は、前年より**0.06ポイント上昇**し、**2.04%**であった。

法定雇用率達成機関の割合は、前年より**14.3ポイント上昇**し、**71.4%**となっており、**2機関が未達成**となっている。

☞ 13ページ 5の(3)表
14ページ 5の(4)表

Ⅳ 独立行政法人等における雇用状況

2.3%の法定雇用率が適用される独立行政法人等の雇用率の算定基礎となる対象労働者数は10,490.5人と、前年より1.0%（106.0人）減少した。

雇用されている障害者の数は**229.5人**と、前年より**5.7%（14.0人）減少**した。

このうち身体障害者は193.5人、知的障害者は5.0人、精神障害者は31.0人であった。

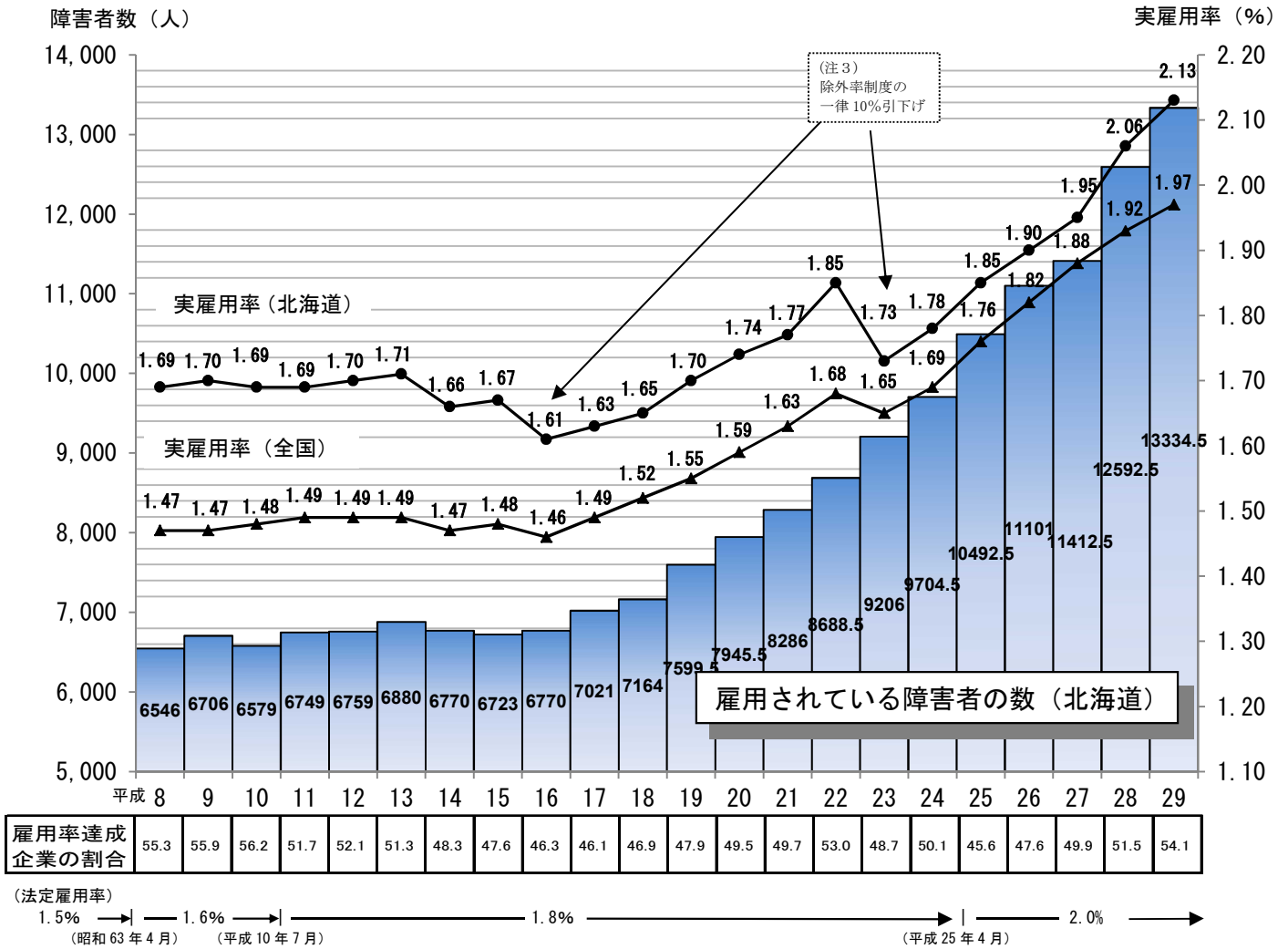
実雇用率は、前年より**0.11ポイント減少**し、**2.19%**であった。

法定雇用率達成法人の割合は、前年と変わらず**81.8%**となり、**2法人が未達成**となっている。

☞ 14ページ 6の(1)表
15ページ 6の(2)表

民間企業における障害者の雇用状況（グラフ）

（１）実雇用率と雇用されている障害者の数の推移



（資料出所）厚生労働省職業安定局集計

（注1）雇用義務のある企業（対象労働者数50人以上規模の企業）についての集計である。

（注2）「障害者の数」とは、次の表に掲げる者の合計数である。

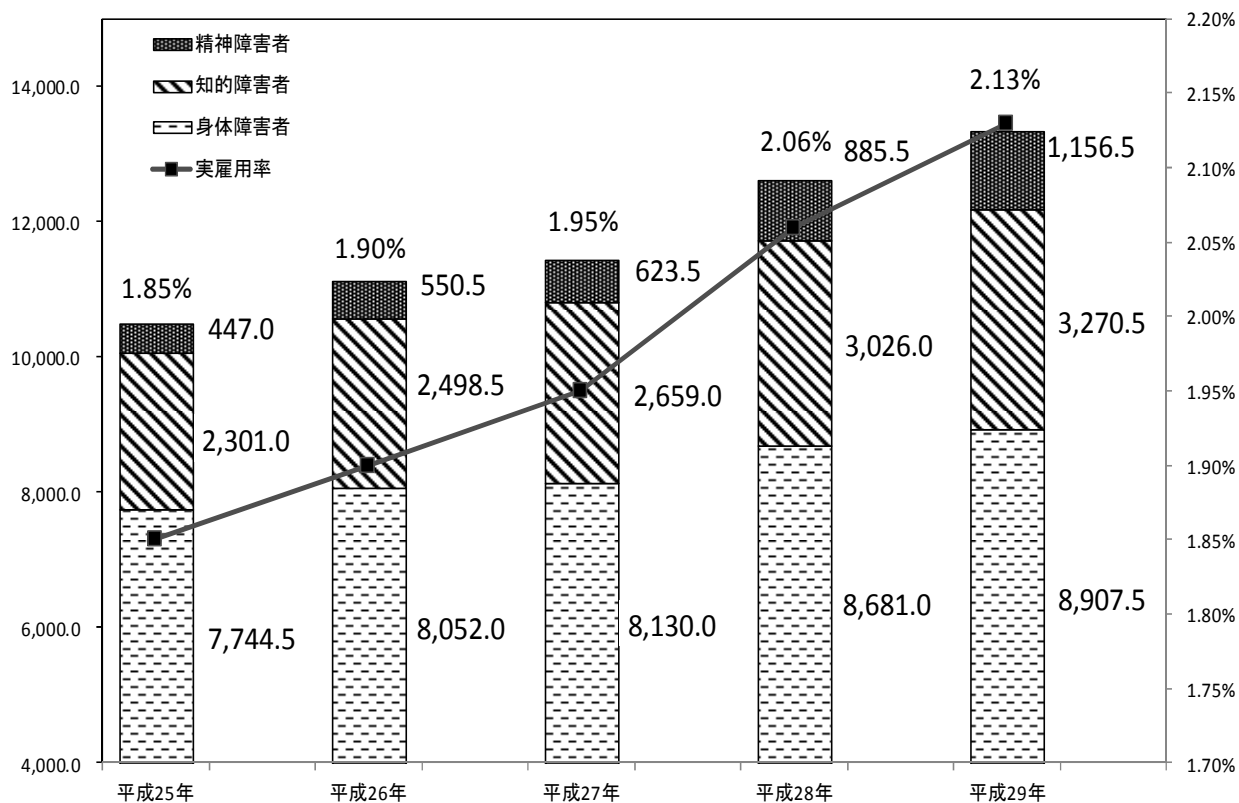
昭和51年度～昭和62年度	身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
昭和63年度～平成4年度	身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント） 知的障害者
平成5年度～平成17年度	身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント） 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント） 重度身体障害者である短時間労働者 重度知的障害者である短時間労働者
平成18年度～平成22年度	身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント） 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント） 重度身体障害者である短時間労働者 重度知的障害者である短時間労働者 精神障害者（精神障害者である短時間労働者は0.5カウント）
平成23年度～	身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント、重度以外身体障害者である短時間労働者は0.5カウント） 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント、重度以外知的障害者である短時間労働者は0.5カウント） 重度身体障害者である短時間労働者 重度知的障害者である短時間労働者 精神障害者（精神障害者である短時間労働者は0.5カウント）

（注3）平成16年4月及び平成22年7月に、民間企業に設定されている除外率制度（雇用義務数を算定する際に、障害者が就業することが困難とされる職種の労働者が相当の割合を占める業種に属する事業所については、業種ごとに定めた割合（除外率）により雇用義務を軽減する制度）について、すべての設定業種の除外率が一律10%引き下げられている。

（参考例）～ 除外率40%が設定されていた業種で、常用労働者数1,000人の企業の場合
 平成22年6月まで [除外率40%] → (1,000人-1,000×40%) × 1.8% = 10人 (法定雇用義務数)
 平成22年7月から [除外率30%] → (1,000人-1,000×30%) × 1.8% = 12人 (法定雇用義務数)

(2) 障害種別の雇用障害者数の推移

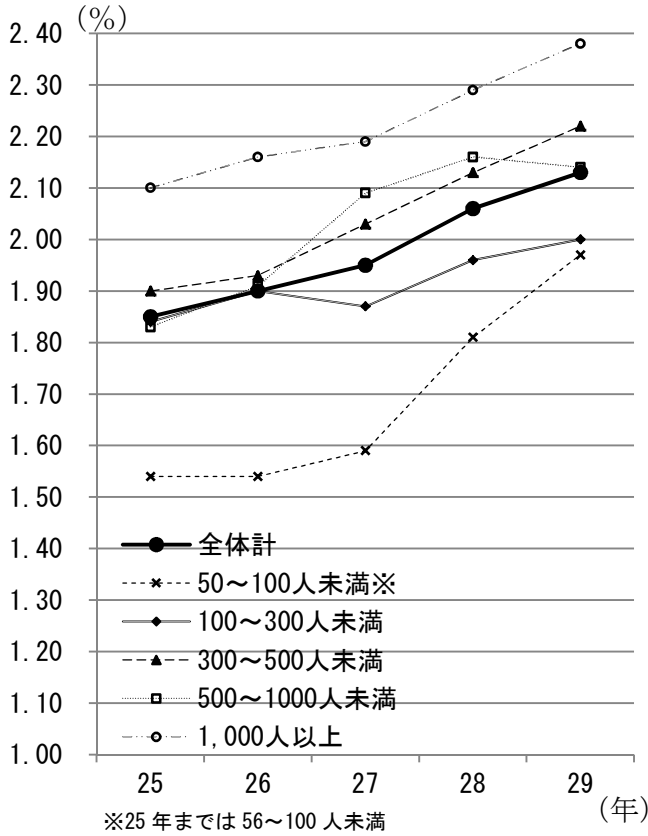
< 障害者の数 (人) >



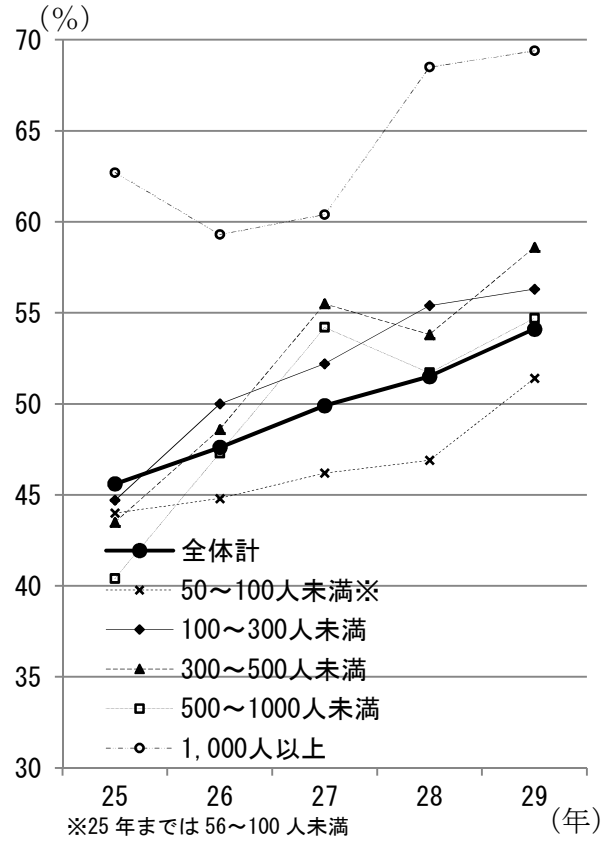
	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
対象労働者数	567,372.5	583,833.5	586,690.0	610,990.5	627,189.5
障害者全数	10,492.5	11,101.0	11,412.5	12,592.5	13,334.5
身体障害者	7,744.5	8,052.0	8,130.0	8,681.0	8,907.5
知的障害者	2,301.0	2,498.5	2,659.0	3,026.0	3,270.5
精神障害者	447.0	550.5	623.5	885.5	1,156.5
雇用率	1.85%	1.90%	1.95%	2.06%	2.13%

注) (1) グラフ注釈とすべて同様

(3) 企業規模別実雇用率の推移

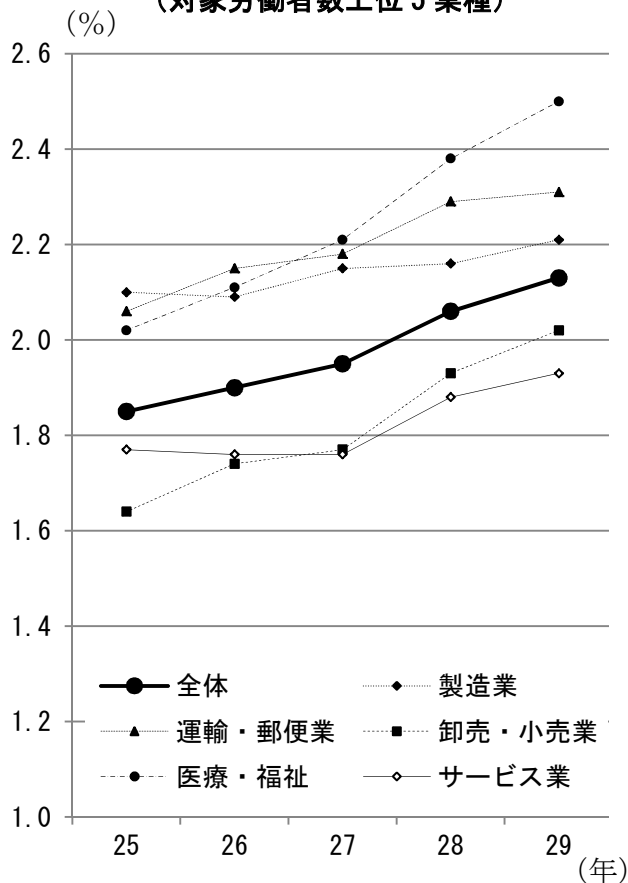


(4) 企業規模別達成企業割合の推移



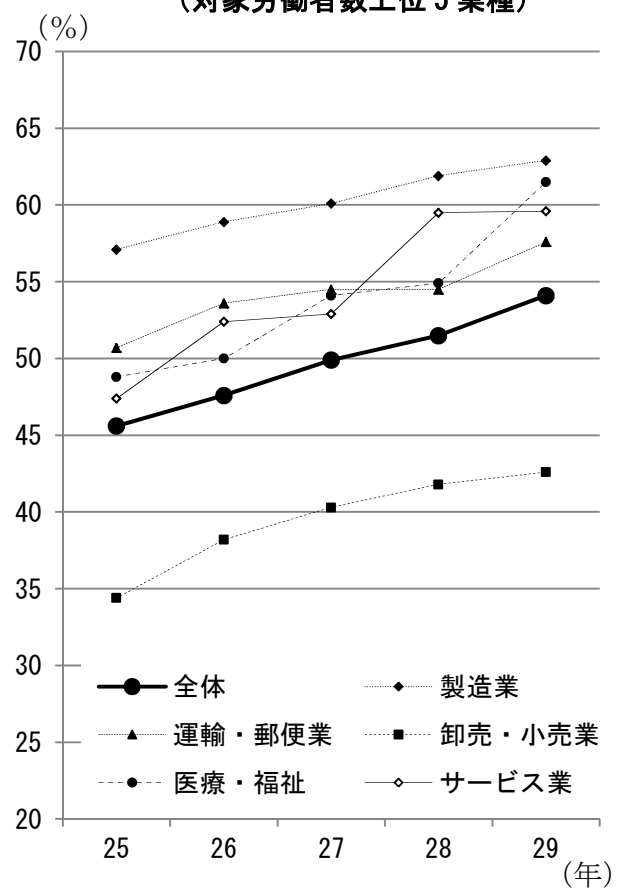
(5) 産業別実雇用率の推移

(対象労働者数上位5業種)



(6) 産業別達成企業割合の推移

(対象労働者数上位5業種)



< 総括表 >

1 一般の民間企業における障害者の雇用状況【法定雇用率2.0%】

(各年6月1日現在)

区 分		① 企業数	② 対象労働者数	③ 障害者の数	④ 実雇用率	⑤ 法定雇用率達成 企 業 の 数	⑥ 達成割合
		企業	人	人	%	企業	%
北海道	29年	3,288	627,189.5	13,334.5	2.13	1,778 / 3,288	54.1
	28年	3,257	610,990.5	12,592.5	2.06	1,677 / 3,257	51.5
全 国	29年	91,024	25,204,720.0	495,795.0	1.97	45,553 / 91,024	50.0
	28年	89,359	24,650,200.5	474,374.0	1.92	43,569 / 89,359	48.8

- 注) 1 ②欄の「対象労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数である。
- 2 ③欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントを行っている。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。また、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者については平成22年7月1日から0.5カウントとして実雇用率に算定されることとなった。

2 地方公共団体における障害者の在職状況

(各年6月1日現在)

区 分		① 機関数	② 対象職員数	③ 障害者の数	④ 実雇用率	⑤ 法定雇用率達成 機 関 の 数	⑥ 達成割合
		機関	人	人	%	機関	%
法定雇用率2.3%適用機関							
北海道	29年	208	66,347.0	1,699.0	2.56	198 / 208	95.2
	28年	208	66,956.0	1,710.0	2.55	187 / 208	89.9
全 国	29年	2,517	1,713,208.5	42,638.0	2.49	2,239 / 2,517	89.0
	28年	2,530	1,706,004.0	42,049.5	2.46	2,245 / 2,530	88.7
法定雇用率2.2%適用機関							
北海道	29年	7	37,754.5	769.5	2.04	5 / 7	71.4
	28年	7	38,098.5	753.0	1.98	4 / 7	57.1
全 国	29年	122	659,739.0	14,644.0	2.22	103 / 122	84.4
	28年	125	661,899.0	14,448.5	2.18	100 / 125	80.0

- 注) 1 ②欄の「対象職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数である。
- 2 ③欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントを行っている。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。また、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者については平成22年7月1日から0.5カウントとして実雇用率に算定されることとなった。
- 3 法定雇用率2.3%適用機関とは、都道府県知事部局、都道府県機関（企業局、議会事務局、警察等）、市町村長部局及び下記注釈4以外の市町村の教育委員会等である。
- 4 法定雇用率2.2%適用機関とは、都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会である。
- 5 法定雇用率2.3%適用機関の全国の数値については、国の機関（行政・立法・司法機関）が含まれる。

3 独立行政法人等における障害者の雇用状況【法定雇用率2.3%】

(各年6月1日現在)

区 分		① 法人数	② 対象労働者数	③ 障害者の数	④ 実雇用率	⑤ 法定雇用率達成 法人の数	⑥ 達成割合
独立行政法人等 及び 地方独立行政法人等	北海道	29年	法人 11	人 10,490.5	人 229.5	% 2.19	9 / 11 81.8
		28年	11	10,596.5	243.5	2.30	9 / 11 81.8
	全 国	29年	337	427,826.5	10,276.5	2.40	264 / 337 78.3
		28年	330	421,292.0	9,927.0	2.36	245 / 330 74.2
国立大学法人等	北海道	29年	7	7,879.5	167.0	2.12	5 / 7 71.4
		28年	7	7,961.0	182.0	2.29	6 / 7 85.7
	全 国	29年	90	145,861.0	3,412.0	2.34	69 / 90 76.7
		28年	90	145,448.0	3,313.0	2.28	69 / 90 76.7
地方独立 行政法人等	北海道	29年	4	2,611.0	62.5	2.39	4 / 4 100.0
		28年	4	2,635.5	61.5	2.33	3 / 4 75.0
	全 国	29年	157	74,087.5	1,613.5	2.18	117 / 157 74.5
		28年	150	69,532.5	1,463.0	2.10	99 / 150 66.0

- 注) 1 ②欄の「対象労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数である。
- 2 ③欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントを行っている。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。また、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者については平成22年7月1日から0.5カウントとして実雇用率に算定されることとなった。
- 3 「独立行政法人等」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の第1号から第8号までの法人を指しており、北海道においては、国立大学法人が該当する。また、「地方独立行政法人等」とは、同施行令別表第2の第9号から第10号までの法人を指しており、北海道においては、地方独立行政法人及び公立大学法人が該当する。

< 詳細表 >

4 一般の民間企業における障害者の雇用状況【法定雇用率2.0%】

(1) 概況

(各年6月1日現在)

区分	① 企業数	② 対象労働者数	③ 障害者の数					④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率 達成企業の数	⑥ 達成割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D×0.5			
北海道	29年	企業 3,288 人 627,189.5	人 2,588	人 447	人 6,790	人 1,843	人 13,334.5	% 2.13	企業 1,778	% 54.1
	28年	3,257 610,990.5	2,546	390	6,337	1,547	12,592.5	2.06	1,677	51.5
全国	29年	91,024 25,204,720.0	112,860	14,842	231,187	48,092	495,795.0	1.97	45,553	50.0
	28年	89,359 24,650,200.5	109,765	14,283	218,564	43,994	474,374.0	1.92	43,569	48.8

- 注) 1 ②欄の「対象労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数である。
- 2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の「計」を算出するにあたりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者である短時間労働者」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の「計」を算出するにあたり0.5カウントを行っている。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。また、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者については平成22年7月1日から0.5カウントとして実雇用率に算定されることとなった。
- 3 A及びC欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、B及びD欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。

(2) 障害種別の雇用状況

(各年6月1日現在)

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数					③ 知的障害者の数					④ 精神障害者の数			
		A. 重度身体障害者	B. 重度身体障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者	D. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	A. 重度知的障害者	B. 重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の知的障害者	D. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	A. 精神障害者	B. 精神障害者である短時間労働者	C. 計 A+B×0.5	
北海道	29年	人 13,334.5	人 2,324	人 363	人 3,618	人 557	人 8,907.5	人 264	人 84	人 2,268	人 781	人 3,270.5	人 904	人 505	人 1,156.5
	28年	12,592.5	2,265	326	3,560	530	8,681.0	281	64	2,064	672	3,026.0	713	345	885.5
全国	29年	495,795.0	94,234	10,821	126,584	15,162	333,454.0	18,626	4,021	63,181	15,679	112,293.5	41,422	17,251	50,047.5
	28年	474,374.0	92,058	10,460	125,633	14,782	327,600.0	17,707	3,823	58,231	14,556	104,746.0	34,700	14,656	42,028.0

- 注) 1 ①欄の「障害者の数」とは、②E、③E、④Cの計である。
- 2 ②③A欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の「計」を算出するにあたりダブルカウントを行っている。
- 3 ②③D欄及び④B欄の短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、②③E欄及び④C欄の「計」を算出するにあたり0.5カウントを行っている。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。また、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者については平成22年7月1日から0.5カウントとして実雇用率に算定されることとなった。
- 4 ②③欄のA、C欄及び④A欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、②③欄のB、D欄及び④B欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。

(3) 企業規模別の雇用状況

(各年6月1日現在)

区分	年	① 企業数	② 対象 労働者数	③ 障害者の数					④ 実雇用 率 E÷② ×100	⑤ 法定雇用率 達成企業の 数	⑥ 達成 割合
				A. 重度身 体障害 者及び 重度知 的障害 者	B. 重度身 体障害 者及び 重度知 的障害 者であ る短 時間 労働者	C. 重度以 外の身 体障害 者、知 的障害 者及び 精神障 害者	D. 重度以 外の身 体障害 者、知 的障害 者及び 精神障 害者で ある短 時間 労働者	E. 計 A×2+B+ C+D×0.5			
50～ 100人未満	29年	1,680	120,293.5	418	114	1,131	566	2,364.0	1.97	864	51.4
	28年	1,479	102,984.0	351	52	933	348	1,861.0	1.81	694	46.9
100～ 300人未満	29年	1,239	202,608.0	817	149	2,021	507	4,057.5	2.00	697	56.3
	28年	1,352	200,161.0	808	133	1,977	388	3,920.0	1.96	749	55.4
300～ 500人未満	29年	203	77,840.5	350	47	879	199	1,725.5	2.22	119	58.6
	28年	221	75,885.0	333	43	815	184	1,616.0	2.13	119	53.8
500～ 1,000人未満	29年	117	81,951.0	374	40	898	135	1,753.5	2.14	64	54.7
	28年	151	92,444.0	446	41	993	149	2,000.5	2.16	78	51.7
1,000人以上	29年	49	144,496.5	629	97	1,861	436	3,434.0	2.38	34	69.4
	28年	54	139,516.5	608	121	1,619	478	3,195.0	2.29	37	68.5
計	29年	3,288	627,189.5	2,588	447	6,790	1,843	13,334.5	2.13	1,778	54.1
	28年	3,257	610,990.5	2,546	390	6,337	1,547	12,592.5	2.06	1,677	51.5

注) 項目については、「その4(1)」の表の注釈とすべて同様。

(4) 産業別の雇用状況

(各年6月1日現在)

区分	年	① 企業数	② 対象 労働者数	③ 障害者の数					④ 実雇用 率 E÷② ×100	⑤ 法定雇用率 達成企業の 数	⑥ 達成 割合
				A. 重度身 体障害 者及び 重度知 的障害 者	B. 重度身 体障害 者及び 重度知 的障害 者であ る短 時間 労働者	C. 重度以 外の身 体障害 者、知 的障害 者及び 精神障 害者	D. 重度以 外の身 体障害 者、知 的障害 者及び 精神障 害者で ある短 時間 労働者	E. 計 A×2+B+ C+D×0.5			
建設業	29年	136	15,914.0	67	4	117	2	256.0	1.61	71	52.2
	28年	134	15,501.5	65	6	109	1	245.5	1.58	69	51.5
製造業	29年	475	76,827.5	336	26	961	73	1,695.5	2.21	299	62.9
	28年	473	76,566.5	337	19	927	67	1,653.5	2.16	293	61.9
電気・ガス・ 熱供給・水道業	29年	12	12,849.5	76	1	129	1	282.5	2.20	7	58.3
	28年	14	13,772.5	80	0	133	2	294.0	2.13	6	42.9
情報通信業	29年	101	18,952.0	95	3	129	8	326.0	1.72	43	42.6
	28年	101	20,787.0	97	2	139	8	339.0	1.63	43	42.6
運輸・郵便業	29年	311	50,348.0	242	41	599	81	1,164.5	2.31	179	57.6
	28年	314	49,492.0	242	34	582	71	1,135.5	2.29	171	54.5
卸売・小売業	29年	524	153,578.5	493	109	1,742	516	3,095.0	2.02	223	42.6
	28年	531	151,036.5	487	133	1,534	563	2,922.5	1.93	222	41.8
金融・保険業	29年	60	18,123.0	75	4	107	11	266.5	1.47	18	30.0
	28年	62	18,813.0	79	4	119	9	285.5	1.52	20	32.3
不動産・ 物品賃貸業	29年	71	12,847.0	45	7	81	29	192.5	1.50	30	42.3
	28年	69	12,730.0	41	9	90	20	191.0	1.50	29	42.0
学術研究・専門・ 技術サービス業	29年	87	10,195.5	33	10	76	8	156.0	1.53	41	47.1
	28年	92	10,898.0	44	2	86	8	180.0	1.65	46	50.0
宿泊・飲食サー ビス業	29年	137	23,041.5	60	27	176	101	373.5	1.62	61	44.5
	28年	130	22,409.0	49	30	166	87	337.5	1.51	54	41.5
生活関連サー ビス・娯楽業	29年	87	14,692.5	107	16	349	70	614.0	4.18	44	50.6
	28年	94	16,045.5	121	18	328	59	617.5	3.85	47	50.0
教育・ 学習支援業	29年	71	8,903.0	30	8	46	1	114.5	1.29	34	47.9
	28年	68	8,528.5	28	6	45	6	110.0	1.29	29	42.6
医療・福祉	29年	767	134,079.5	654	148	1,509	766	3,348.0	2.50	472	61.5
	28年	754	130,446.0	655	94	1,445	500	3,099.0	2.38	414	54.9
複合 サービス業	29年	133	19,900.5	72	4	173	13	327.5	1.65	66	49.6
	28年	128	19,813.5	64	4	169	15	308.5	1.56	59	46.1
サービス業	29年	285	53,072.5	191	35	534	146	1,024.0	1.93	170	59.6
	28年	262	40,438.0	143	25	386	127	760.5	1.88	156	59.5
その他	29年	31	3,865.0	12	4	62	17	98.5	2.55	20	64.5
	28年	31	3,713.0	14	4	79	4	113.0	3.04	19	61.3
計	29年	3,288	627,189.5	2,588	447	6,790	1,843	13,334.5	2.13	1,778	54.1
	28年	3,257	610,990.5	2,546	390	6,337	1,547	12,592.5	2.06	1,677	51.5

注) 4(1)の表の注釈とすべて同様。区分は第12改定(平成19年総務省告示第618号)日本標準産業分類において分類された業種区分による。

(5) 地域（ハローワーク）別の雇用状況

(平成29年6月1日現在)

区 分	① 企業数	② 対象労働者数	③ 障害者の数					④ 実雇用率 E÷②× 100	⑤ 法定雇用率達成企 業の数	⑥ 達成割合
			A.	B.	C.	D.	E.			
			重度身体障害者及び重度知的障害者	重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者である短時間労働者	計 A×2+B+C+D×0.5			
	企業	人	人	人	人	人	人	%	企業	%
全 国	91,024	25,204,720.0	112,860	14,842	231,187	48,092	495,795.0	1.97	45,553	50.0
北海道	3,288	627,189.5	2,588	447	6,790	1,843	13,334.5	2.13	1,778	54.1
札幌圏(注2)	1,641	394,848.5	1,620	262	4,170	1,066	8,205.0	2.08	802	48.9
札幌	766	203,113.5	877	123	1,936	619	4,122.5	2.03	356	46.5
札幌東	491	105,839.5	421	66	1,194	204	2,204.0	2.08	269	54.8
札幌北	384	85,895.5	322	73	1,040	243	1,878.5	2.19	177	46.1
函館	232	33,346.0	148	17	354	77	705.5	2.12	128	55.2
旭川	218	30,559.0	133	43	359	192	764.0	2.50	138	63.3
帯広	206	32,465.5	122	23	343	91	655.5	2.02	117	56.8
北見	98	12,062.0	36	13	130	68	249.0	2.06	65	66.3
紋別	16	1,214.0	3	0	22	1	28.5	2.35	11	68.8
小樽	85	11,567.0	54	5	118	22	242.0	2.09	46	54.1
滝川	79	11,215.5	41	5	224	19	320.5	2.86	47	59.5
釧路	138	17,543.5	92	12	198	140	464.0	2.64	79	57.2
室蘭	86	15,384.5	57	14	152	27	293.5	1.91	45	52.3
岩見沢	57	7,381.0	32	7	105	27	189.5	2.57	37	64.9
稚内	28	2,440.0	8	4	25	1	45.5	1.86	15	53.6
岩内	26	3,107.0	16	5	28	4	67.0	2.16	18	69.2
留萌	26	2,892.0	13	3	24	5	55.5	1.92	13	50.0
名寄	31	3,884.5	13	3	68	13	103.5	2.66	22	71.0
浦河	22	2,283.5	8	4	43	22	74.0	3.24	18	81.8
網走	39	4,538.5	20	3	30	8	77.0	1.70	23	59.0
苫小牧	129	21,391.0	92	13	196	34	410.0	1.92	71	55.0
根室	42	3,932.0	11	3	39	2	65.0	1.65	24	57.1
千歳	89	15,134.5	69	8	162	24	320.0	2.11	59	66.3

注) 1 4(1)の表の注釈1～3と同様。
2 「札幌圏」は、札幌、札幌東及び札幌北公共職業安定所管轄区域を集計した数値である。

(6) 障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数

(各年6月1日現在)

区 分	① 法定雇用率未達成企業数	② 不足数								③ 障害者の数が0人である企業数	
		0.5~1人	1.5~2人	2.5~3人	3.5~4人	4.5~8人	8.5~20人	20.5~30人	30.5人~		
50~ 100人未満	29年	816	816	-	-	-	-	-	-	-	785
	28年	785	785	-	-	-	-	-	-	-	752
100~ 300人未満	29年	542	246	223	55	17	1	-	-	-	144
	28年	603	301	226	57	16	3	-	-	-	211
300~ 500人未満	29年	84	29	16	17	13	9	0	-	-	1
	28年	102	36	17	27	10	12	0	-	-	2
500~ 1,000人未満	29年	53	9	11	9	14	9	1	-	-	0
	28年	73	16	6	25	8	17	1	-	-	0
1,000人以上	29年	15	4	3	0	4	2	2	0	0	0
	28年	17	4	3	4	0	2	3	0	1	0
企業規模計	29年	1,510	1,104	253	81	48	21	3	0	0	930
	28年	1,580	1,142	252	113	34	34	4	0	1	965

注) ②欄の「不足数」とは、法定雇用率を達成するために、現在雇用している障害者の数に加えて雇用しなければならない障害者の数である。

5 地方公共団体における障害者の在職状況

(1) 法定雇用率 2.3%が適用される機関の在職状況 (概況)

(各年6月1日現在)

区分	① 機関数	② 対象職員数	③ 障害者の数					④ 実雇用率 E÷② ×100	⑤ 法定雇用率 達成機関 の数	⑥ 達成 割合	
			A. 重度身体 障害者及 び重度知 的障害者	B. 重度身体 障害者及 び重度知 的障害者 である短 時間勤務 職員	C. 重度以外 の身体障 害者、知 的障害者 及び精神 障害者	D. 重度以外 の身体障 害者、知 的障害者 及び精神 障害者 である短 時間勤務 職員	E. 計 A×2+B+C +D×0.5				
北海道	29年	208	66,347.0	470	54	675	60	1,699.0	2.56	198	95.2
	28年	208	66,956.0	473	49	684	62	1,710.0	2.55	187	89.9
全国	29年	2,517	1,713,208.5	10,080	763	20,880	1,670	42,638.0	2.49	2,239	89.0
	28年	2,530	1,706,004.0	9,913	715	20,701	1,615	42,049.5	2.46	2,245	88.7

- 注) 1 ②欄の「対象職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数である。
- 2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の「計」を算出するにあたりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしている。
- なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。また、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員については平成22年7月1日から0.5カウントとして実雇用率に算定されることとなった。
- 3 A及びC欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員であり、B及びD欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。
- 4 法定雇用率 2.3%適用機関とは、都道府県知事部局、都道府県機関(企業局、議会事務局、警察等)、市町村部局及び後記5(3)以外の市町村の教育委員会等である。
- 5 全国の数値については、国の機関(行政・立法・司法機関)が含まれる。

(2) 法定雇用率 2.3%が適用される機関の在職状況 (障害種別)

(各年6月1日現在)

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数					③ 知的障害者の数					④ 精神障害者の数			
		A. 重度身 体障害 者	B. 重度身 体障害 者であ る短時 間勤務 職員	C. 重度以 外の身 体障害 者	D. 重度以 外の身 体障害 者であ る短時 間勤務 職員	E. 計 A×2 +B+C+ D×0.5	A. 重度知 的障害 者	B. 重度知 的障害 者であ る短時 間勤務 職員	C. 重度以 外の知 的障害 者	D. 重度以 外の知 的障害 者であ る短時 間勤務 職員	E. 計 A×2 +B+C+ D×0.5	A. 精神 障害 者	B. 精神障 害者 である 短時 間勤務 職員	C. 計 A+B ×0.5	
北海道	29年	1,699.0	470	54	585	48	1,603.0	0	0	17	3	18.5	73	9	77.5
	28年	1,710.0	473	49	607	53	1,628.5	0	0	14	2	15.0	63	7	66.5
全国	29年	42,638.0	9,994	731	17,839	1,099	39,107.5	86	32	696	229	1,014.5	2,345	342	2,516.0
	28年	42,049.5	9,823	690	17,907	1,109	38,797.5	90	25	716	216	1,029.0	2,078	290	2,223.0

- 注) 1 ①欄の「障害者の数」とは、②E、③E、④Cの計である。
- 2 ③A欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の「計」を算出するにあたりダブルカウントを行っている。
- 3 ③D欄及び④B欄の短時間勤務職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、②③E欄及び④C欄の「計」を算出するにあたり0.5カウントを行っている。
- なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。また、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者については平成22年7月1日から0.5カウントとして実雇用率に算定されることとなった。
- 4 ③C欄のA、C欄及び④A欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の勤務者であり、③C欄のB、D及び④のB欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。

(3) 法定雇用率 2.2%が適用される機関の在職状況 (概況)

(各年6月1日現在)

区分	① 機関数	② 対象職員数	③ 障害者の数					④ 実雇用率 E÷② ×100	⑤ 法定雇用率 達成機関 の数	⑥ 達成 割合	
			A. 重度身体 障害者及 び重度知 的障害者	B. 重度身体 障害者及 び重度知 的障害者 である短 時間勤務 職員	C. 重度以外 の身体障 害者、知 的障害者 及び精神 障害者	D. 重度以外 の身体障 害者、知 的障害者 及び精神 障害者 である短 時間勤務 職員	E. 計 A×2+B+C +D×0.5				
北海道	29年	7	37,754.5	245	10	262	15	769.5	2.04	5	71.4
	28年	7	38,098.5	236	3	269	18	753.0	1.98	4	57.1
全国	29年	122	659,739.0	3,559	221	7,016	578	14,644.0	2.22	103	84.4
	28年	125	661,899.0	3,486	189	7,011	553	14,448.5	2.18	100	80.0

- 注) 1 5(1)の表の注釈1～3と同様。
- 2 法定雇用率 2.2%適用機関とは、都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会である。

(4) 法定雇用率 2. 2%が適用される機関の在職状況 (障害種別)

(各年 6 月 1 日現在)

区 分	① 障害者の数	② 身体障害者の数					③ 知的障害者の数					④ 精神障害者の数			
		A. 重度身体障害者	B. 重度身体障害者である短時間勤務職員	C. 重度以外の身体障害者	D. 重度以外の身体障害者である短時間勤務職員	E. 計	A. 重度知的障害者	B. 重度知的障害者である短時間勤務職員	C. 重度以外の知的障害者	D. 重度以外の知的障害者である短時間勤務職員	E. 計	A. 精神障害者	B. 精神障害者である短時間勤務職員	C. 計	
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
北海道	29年	769.5	245	10	230	13	736.5	0	0	2	2	3.0	30	0	30.0
	28年	753.0	236	3	242	15	724.5	0	0	4	3	5.5	23	0	23.0
全国	29年	14,644.0	3,529	212	5,984	384	13,446.0	30	9	294	72	399.0	738	122	799.0
	28年	14,448.5	3,441	178	6,105	354	13,342.0	45	11	275	65	408.5	631	134	698.0

注) 5(2)の表の注釈とすべて同様。

6 独立行政法人等における障害者の雇用状況【法定雇用率 2. 3%】

(1) 概況

(各年 6 月 1 日現在)

区 分	① 法人数	② 対象労働者数	③ 障害者の数					④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成法人の数	⑥ 達成割合		
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者である短時間労働者	E. 計					
			人	人	人	人	人					
独立行政法人等及び地方独立行政法人等	北海道	29年	法人 11	人 10,490.5	人 57	人 2	人 113	人 1	人 229.5	% 2.19	法人 9	% 81.8
		28年	11	10,596.5	62	1	118	1	243.5	2.30	9	81.8
	全国	29年	337	427,826.5	2,558	162	4,864	269	10,276.5	2.40	264	78.3
		28年	330	421,292.0	2,483	157	4,680	248	9,927.0	2.36	245	74.2
国立大学法人等	北海道	29年	7	7,879.5	X	X	X	X	167.0	2.12	5	71.4
		28年	7	7,961.0	X	X	X	X	182.5	2.29	6	85.7
	全国	29年	90	145,861.0	891	27	1,584	38	3,412.0	2.34	69	76.7
		28年	90	145,448.0	864	28	1,537	40	3,313.0	2.28	69	76.7
地方独立行政法人等	北海道	29年	4	2,611.0	X	X	X	X	62.5	2.39	4	100.0
		28年	4	2,635.5	X	X	X	X	61.5	2.33	3	75.0
	全国	29年	157	74,087.5	388	29	785	47	1,613.5	2.18	117	74.5
		28年	150	69,532.5	350	24	719	40	1,463.0	2.10	99	66.0

- 注) 1 ②欄の「対象労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数である。
- 2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の「計」を算出するにあたりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者である短時間労働者」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の「計」を算出するにあたり0.5カウントを行っている。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。また、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者については平成22年7月1日から0.5カウントとして実雇用率に算定されることとなった。
- 3 A及びC欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、B及びD欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 4 「独立行政法人等」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の第1号から第8号までの法人を指しており、北海道においては、国立大学法人が該当となる。また、「地方独立行政法人等」とは、同施行令別表第2の第9号から第10号までの法人を指しており、北海道においては、地方独立行政法人等及び公立大学法人が該当となる。
- 5 ③欄の「障害者の数」については、数値が少数であるため「X」で秘匿している。

(2) 障害種別の雇用状況

(各年6月1日現在)

区 分	① 障害者の数	② 身体障害者の数					③ 知的障害者の数					④ 精神障害者の数			
		A. 重度身体障害者	B. 重度身体障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者	D. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	A. 重度知的障害者	B. 重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の知的障害者	D. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	A. 精神障害者	B. 精神障害者である短時間労働者	C. 計 A+B×0.5	
北海道	29年	229.5	56	2	79	1	193.5	1	0	3	0	5.0	31	0	31.0
	28年	243.5	61	1	87	1	210.5	1	0	2	0	4.0	29	0	29.0
全国	29年	10,276.5	2,229	152	2,867	125	7,539.5	329	10	666	22	1,345.0	1,331	122	1,392.0
	28年	9,927.0	2,173	147	2,917	138	7,479.0	310	10	615	19	1,254.5	1,148	91	1,193.5

- 注) 1 ①欄の「障害者の数」とは、②E、③E、④Cの計である。
 2 ②③A欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、D欄の「計」を算出するにあたりダブルカウントを行っている。
 3 ②③D欄及び④B欄の短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、②③E欄及び④C欄の「計」を算出するにあたり0.5カウントを行っている。
 なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。また、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者については平成22年7月1日から0.5カウントとして実雇用率に算定されることとなった。
 4 ②③欄のA、C欄及び④A欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、②③欄のB、D欄及び④B欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。

7 公的機関の個別の障害者在職（雇用）状況

(1) 知事部局等の在職状況

【法定雇用率2.3%が適用される機関】

(平成29年6月1日現在)

機 関 名	① 対象職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備 考
合 計 (5 機関)	人 13,904.0	人 374.0	% 2.69	人 0.0	
北海道知事部局	12,271.0	331.0	2.70	0.0	
北海道企業局	92.0	2.0	2.17	0.0	
北海道議会事務局	71.0	2.0	2.82	0.0	
北海道監査委員事務局	49.5	2.0	4.04	0.0	
北海道警察本部	1,420.5	37.0	2.60	0.0	

【法定雇用率2.2%が適用される機関】

(平成29年6月1日現在)

機 関 名	① 対象職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備 考
北海道教育委員会	人 30,183.0	人 637.0	% 2.11	人 27.0	

- 注) 1 ①欄の「対象職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数である。
 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントを行っている。
 なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。また、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員については平成22年7月1日から0.5カウントとして実雇用率に算定されることとなった。
 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の「対象職員数」に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）から②欄の「障害者の数」を減じて得た数であり、④欄の「不足数」が0となることをもって法定雇用率達成となる。
 したがって、③欄の「実雇用率」が法定雇用率を下回っていても、不足数が0となることもあり、この場合は法定雇用率達成となる。

(2) 市町村等機関の在職状況

【法定雇用率2.3%が適用される機関(市町村長部局)】

(平成29年6月1日現在)

機 関 名	①対象職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備 考
合計 (173 機関)	46,672.5	1,109.5	2.38	15.5	
札幌市	8,352.5	209.0	2.50	0.0	
北広島市	426.5	10.0	2.34	0.0	
江別市 (特認)	1,040.0	26.5	2.55	0.0	特例認定 (注3)
石狩市 (特認)	572.5	15.5	2.71	0.0	特例認定 (注3)
当別町	165.5	5.0	3.02	0.0	
函館市 (特認)	2,441.0	59.0	2.42	0.0	特例認定 (注3)
北斗市	180.5	3.0	1.66	1.0	注2①
木古内町	86.0	2.0	2.33	0.0	
知内町	55.0	2.0	3.64	0.0	
福島町 (特認)	85.0	4.0	4.71	0.0	特例認定 (注3)
松前町	149.0	3.0	2.01	0.0	
七飯町	128.5	3.0	2.33	0.0	
森町	236.0	9.0	3.81	0.0	
八雲町	362.0	10.0	2.76	0.0	
長万部町	110.5	4.5	4.07	0.0	
せたな町	207.0	5.0	2.42	0.0	
今金町	132.0	5.0	3.79	0.0	
江差町	105.0	2.0	1.90	0.0	
上ノ国町	80.0	1.0	1.25	0.0	
厚沢部町	73.0	1.0	1.37	0.0	
乙部町	82.0	2.0	2.44	0.0	
奥尻町	121.5	4.0	3.29	0.0	
鹿部町	48.0	1.0	2.08	0.0	
旭川市	1,906.5	52.0	2.73	0.0	
富良野市	220.0	6.0	2.73	0.0	
美瑛町	157.5	2.0	1.27	1.0	
上川町	146.0	1.0	0.68	2.0	
鷹栖町	77.0	1.0	1.30	0.0	
東神楽町	83.0	2.0	2.41	0.0	
上富良野町	162.0	4.0	2.47	0.0	
中富良野町	107.0	2.0	1.87	0.0	
南富良野町	80.0	1.0	1.25	0.0	
比布町	63.0	1.0	1.59	0.0	
当麻町	90.0	2.0	2.22	0.0	
東川町	152.5	3.0	1.97	0.0	
占冠村	57.5	1.0	1.74	0.0	
愛別町	61.5	1.0	1.63	0.0	
帯広市	980.0	18.0	1.84	4.0	
士幌町	239.0	5.0	2.09	0.0	
新得町	130.0	3.0	2.31	0.0	
中札内村	83.5	2.0	2.40	0.0	
浦幌町	124.0	3.0	2.42	0.0	
広尾町	188.0	3.5	1.86	0.5	
足寄町	167.0	3.0	1.80	0.0	
更別村	89.0	3.0	3.37	0.0	
音更町	225.0	5.0	2.22	0.0	
豊頃町	118.0	2.0	1.69	0.0	
清水町	131.0	3.0	2.29	0.0	
陸別町	83.0	2.0	2.41	0.0	
大樹町	244.5	5.0	2.04	0.0	
池田町	148.0	5.0	3.38	0.0	
幕別町	209.0	6.0	2.87	0.0	
芽室町	218.5	5.0	2.29	0.0	

機 関 名	①対象職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備 考
上土幌町	87.0	2.0	2.30	0.0	
本別町	148.0	4.0	2.70	0.0	
鹿追町	153.0	3.0	1.96	0.0	
北見市（特認）	1,126.0	25.0	2.22	0.0	特例認定（注3）
訓子府町	63.0	1.0	1.59	0.0	
置戸町	53.0	2.0	3.77	0.0	
遠軽町	251.5	7.0	2.78	0.0	
美幌町（特認）	387.0	9.0	2.33	0.0	特例認定（注3）
佐呂間町	90.0	3.0	3.33	0.0	
湧別町	178.0	5.0	2.81	0.0	
津別町	90.0	2.0	2.22	0.0	
紋別市	255.5	6.0	2.35	0.0	
滝上町	95.0	2.0	2.11	0.0	
興部町	173.0	6.0	3.47	0.0	
雄武町	132.0	4.0	3.03	0.0	
小樽市	807.0	19.5	2.42	0.0	
余市町	145.0	3.0	2.07	0.0	
古平町	77.0	1.0	1.30	0.0	
仁木町	59.5	1.0	1.68	0.0	
積丹町	72.5	1.0	1.38	0.0	
滝川市	455.0	15.0	3.30	0.0	
上砂川町	62.0	1.0	1.61	0.0	
妹背牛町	85.0	1.0	1.18	0.0	
芦別市	242.5	6.0	2.47	0.0	
砂川市	225.5	6.0	2.66	0.0	
新十津川町	81.0	2.0	2.47	0.0	
沼田町	200.0	4.0	2.00	0.0	
北竜町	87.0	3.0	3.45	0.0	
深川市	421.0	8.0	1.90	1.0	注2②
歌志内市	94.0	2.0	2.13	0.0	
奈井江町	164.5	3.5	2.13	0.0	
幌加内町	57.0	2.0	3.51	0.0	
赤平市	335.5	4.0	1.19	3.0	
雨竜町	47.0	2.0	4.26	0.0	
釧路市（特認）	1,932.0	62.0	3.21	0.0	特例認定（注3）
釧路町	170.0	6.0	3.53	0.0	
厚岸町（特認）	262.0	4.0	1.53	2.0	特例認定（注3）
白糠町	133.0	3.0	2.26	0.0	
標茶町	226.0	5.0	2.21	0.0	
浜中町	126.0	2.0	1.59	0.0	
弟子屈町	160.0	5.0	3.13	0.0	
鶴居村（特認）	105.5	2.0	1.90	0.0	特例認定（注3）
室蘭市	513.0	13.0	2.53	0.0	
登別市	272.0	9.0	3.31	0.0	
伊達市	283.5	6.0	2.12	0.0	
洞爺湖町（特認）	141.0	3.0	2.13	0.0	特例認定（注3）
壮瞥町	59.0	1.0	1.69	0.0	
豊浦町	142.5	3.0	2.11	0.0	
岩見沢市	845.0	20.0	2.37	0.0	
南幌町	160.5	4.0	2.49	0.0	
美唄市	373.0	10.0	2.68	0.0	
三笠市	208.0	3.0	1.44	1.0	
浦臼町	46.0	1.0	2.17	0.0	
月形町	112.5	3.0	2.67	0.0	
稚内市	216.0	5.0	2.31	0.0	
遠別町	89.0	3.0	3.37	0.0	
礼文町	106.0	5.0	4.72	0.0	
天塩町（特認）	124.0	2.0	1.61	0.0	特例認定（注3）

機 関 名	①対象職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備 考
猿払村	101.0	2.0	1.98	0.0	
豊富町	124.0	2.0	1.61	0.0	
利尻富士町	87.0	4.0	4.60	0.0	
幌延町	91.0	3.0	3.30	0.0	
利尻町	90.0	2.0	2.22	0.0	
岩内町	172.5	6.0	3.48	0.0	
共和町	123.0	2.0	1.63	0.0	
泊村（特認）	72.0	1.0	1.39	0.0	特例認定（注3）
寿都町	55.0	2.0	3.64	0.0	
黒松内町（特認）	70.0	2.0	2.86	0.0	特例認定（注3）
島牧村	59.0	1.0	1.69	0.0	
蘭越町	117.5	7.0	5.96	0.0	
倶知安町	127.0	6.0	4.72	0.0	
京極町	110.5	3.0	2.71	0.0	
ニセコ町（特認）	93.0	2.0	2.15	0.0	特例認定（注3）
真狩村	64.0	2.0	3.13	0.0	
留寿都村	59.0	1.0	1.69	0.0	
喜茂別町	53.0	2.0	3.77	0.0	
神恵内村	69.5	1.0	1.44	0.0	
留萌市	183.5	4.0	2.18	0.0	
増毛町	105.0	2.0	1.90	0.0	
小平町	87.0	3.0	3.45	0.0	
苫前町	57.5	2.0	3.48	0.0	
羽幌町	139.0	3.0	2.16	0.0	
名寄市	502.0	12.0	2.39	0.0	
士別市	353.0	9.0	2.55	0.0	
美深町	81.0	2.0	2.47	0.0	
下川町	148.0	4.0	2.70	0.0	
剣淵町	121.5	3.0	2.47	0.0	
和寒町	149.0	3.5	2.35	0.0	
中川町	57.0	1.0	1.75	0.0	
枝幸町	230.5	5.0	2.17	0.0	
中頓別町	106.5	4.0	3.76	0.0	
浜頓別町	113.0	2.0	1.77	0.0	
浦河町	140.0	5.0	3.57	0.0	
えりも町	102.0	3.0	2.94	0.0	
新冠町	117.0	2.0	1.71	0.0	
様似町	79.0	2.0	2.53	0.0	
新ひだか町	389.0	18.0	4.63	0.0	
網走市	283.5	7.0	2.47	0.0	
大空町	105.5	2.0	1.90	0.0	
斜里町	148.0	4.0	2.70	0.0	
清里町	79.0	1.0	1.27	0.0	
小清水町（特認）	103.0	3.0	2.91	0.0	特例認定（注3）
苫小牧市	1,061.0	25.0	2.36	0.0	
白老町	199.0	6.0	3.02	0.0	
厚真町	91.5	4.0	4.37	0.0	
安平町	123.0	4.0	3.25	0.0	
むかわ町	257.5	5.0	1.94	0.0	
日高町	260.0	7.0	2.69	0.0	
平取町	206.0	4.0	1.94	0.0	
根室市	346.0	10.0	2.89	0.0	
別海町	371.0	9.0	2.43	0.0	
中標津町	302.0	8.0	2.65	0.0	
標津町	117.0	4.0	3.42	0.0	
羅臼町	88.0	2.0	2.27	0.0	
千歳市（特認）	851.0	21.5	2.53	0.0	特例認定（注3）
夕張市	89.0	3.0	3.37	0.0	

機 関 名	①対象職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備 考
長沼町	152.0	5.0	3.29	0.0	
由仁町	115.5	2.0	1.73	0.0	
恵庭市	338.0	7.0	2.07	0.0	
栗山町（特認）	202.0	4.0	1.98	0.0	特例認定（注3）

【法定雇用率2.3%が適用される機関（企業局、教育委員会）】（平成29年6月1日現在）

機 関 名	① 対象職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備 考
合計（30機関）	人 5,770.5	人 152.0	% 2.63	人 0.5	
札幌市交通局	251.0	6.0	2.39	0.0	
札幌市水道局	596.0	14.0	2.35	0.0	
市立札幌病院	601.5	14.5	2.41	0.0	
北広島市教育委員会	73.0	2.0	2.74	0.0	
市立旭川病院	367.5	7.5	2.04	0.5	
旭川市水道局	174.0	5.0	2.87	0.0	
旭川市教育委員会	421.0	10.5	2.49	0.0	
帯広市公営企業	80.5	2.0	2.48	0.0	
遠軽町教育委員会	88.0	6.0	6.82	0.0	
広域紋別病院企業団	116.0	3.5	3.02	0.0	
小樽市水道局	83.0	2.0	2.41	0.0	
小樽市病院局	352.0	11.0	3.13	0.0	
小樽市教育委員会	196.0	5.0	2.55	0.0	
赤平市教育委員会	69.0	2.0	2.90	0.0	
砂川市立病院	506.0	13.0	2.57	0.0	
市立室蘭総合病院	385.0	9.0	2.34	0.0	
室蘭市水道部	60.0	1.5	2.50	0.0	
室蘭市教育委員会	107.5	3.5	3.26	0.0	
登別市教育委員会	67.5	1.0	1.48	0.0	
美唄市教育委員会	51.0	1.0	1.96	0.0	
市立稚内病院	251.0	5.0	1.99	0.0	
稚内市教育委員会	88.0	2.0	2.27	0.0	
留萌市病院事業	251.0	6.0	2.39	0.0	
士別市教育委員会	64.0	2.0	3.13	0.0	
新ひだか教育委員会	47.0	4.0	8.51	0.0	
網走市教育委員会	104.0	3.0	2.88	0.0	
苫小牧市教育委員会	118.0	3.0	2.54	0.0	
根室市教育委員会	92.0	3.0	3.26	0.0	
別海町教育委員会	61.0	2.0	3.28	0.0	
恵庭市教育委員会	49.0	2.0	4.08	0.0	

【法定雇用率2.2%が適用される機関】

（平成29年6月1日現在）

機 関 名	① 対象職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備 考
合計（6機関）	人 7,571.5	人 132.5	% 1.75	人 37.0	
札幌市教育委員会	6,969.5	116.0	1.66	37.0	
帯広市教育委員会	241.0	7.5	3.11	0.0	
士幌町教育委員会	77.0	1.0	1.30	0.0	
滝川市教育委員会	100.0	3.0	3.00	0.0	
岩見沢市教育委員会	119.0	3.0	2.52	0.0	
中標津町教育委員会	65.0	2.0	3.08	0.0	

注 1 7(1)の表の注釈1～3と同様。

2① 北斗市については、10月1日において、障害者数4人となり不足が解消された。

2② 深川市については、10月1日において、障害者数9人となり不足が解消された。

3 備考欄の「特例認定」とは、「当該機関」と人的関係が緊密である等の当該機関以外の「他の機関」の申請に基づき、北海道労働局長の認定を受けた場合に、他の機関に勤務する職員を当該機関に勤務するとみなすものである。

(3) 独立行政法人等の雇用状況【法定雇用率2.3%】

(平成29年6月1日現在)

法人名	① 対象労働者数 人	② 障害者の数 人	③ 実雇用率 %	④ 不足数 人	備考
合計(11法人)	10,490.5	229.5	2.19	12.0	
国立大学法人 北海道大学	5,039.0	104.0	2.06	11.0	注5
国立大学法人 北海道教育大学	652.5	15.0	2.30	0.0	
国立大学法人 旭川医科大学	1,334.0	30.0	2.25	0.0	
国立大学法人 帯広畜産大学	244.5	6.0	2.45	0.0	
国立大学法人 北見工業大学	202.5	5.0	2.47	0.0	
国立大学法人 小樽商科大学	159.5	3.0	1.88	0.0	
国立大学法人 室蘭工業大学	247.5	4.0	1.62	1.0	
北海道公立大学法人 札幌医科大学	1,503.5	34.5	2.29	0.0	
公立大学法人 札幌市立大学	103.0	3.0	2.91	0.0	
公立大学法人 公立はこだて未来大学	74.5	4.0	5.37	0.0	
地方独立行政法人 北海道立総合研究機構	930.0	21.0	2.26	0.0	

注) 1 ①欄の「対象労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数である。

2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントを行っている。

なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。また、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者については平成22年7月1日から0.5カウントとして実雇用率に算定されることとなった。

3 ④欄の「不足数」とは、①欄の「対象労働者数」に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の「障害者の数」を減じて得た数であり、④欄の「不足数」が0となることをもって法定雇用率達成となる。

したがって、③欄の「実雇用率」が法定雇用率を下回っていても、不足数が0となることがあり、この場合は法定雇用率達成となる。

4 法人の掲載順は、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2による。

5 北海道大学においては、12月1日において、障害者数118人となり不足が解消された。

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（**法定雇用率**）に相当する数以上の身体障害者又は知的障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者又は知的障害者であり、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる。

なお、平成30年4月から精神障害者の雇用が義務化されることに伴い、雇用率が引き上げになる。

○ 一般の民間企業	2.0%	(平成30年4月から当分の間	2.2%)
○ 独立行政法人等	2.3%	"	2.5%)
○ 国、地方公共団体	2.3%	"	2.5%)
○ 都道府県等の教育委員会	2.2%	"	2.4%)

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

◎ 障害者雇用率達成指導

○ 「雇入れ計画作成命令」とは

未達成企業のうち、障害者雇用率を相当下回っており、ある程度の期間にわたって継続的かつ計画的に障害者を雇い入れしなければ、その達成が困難と認められる企業の事業主に対して、公共職業安定所長が障害者雇入れ計画（2年間）の作成を命ずることとなっている。

○ 「障害者雇入れ計画作成命令」の発出基準

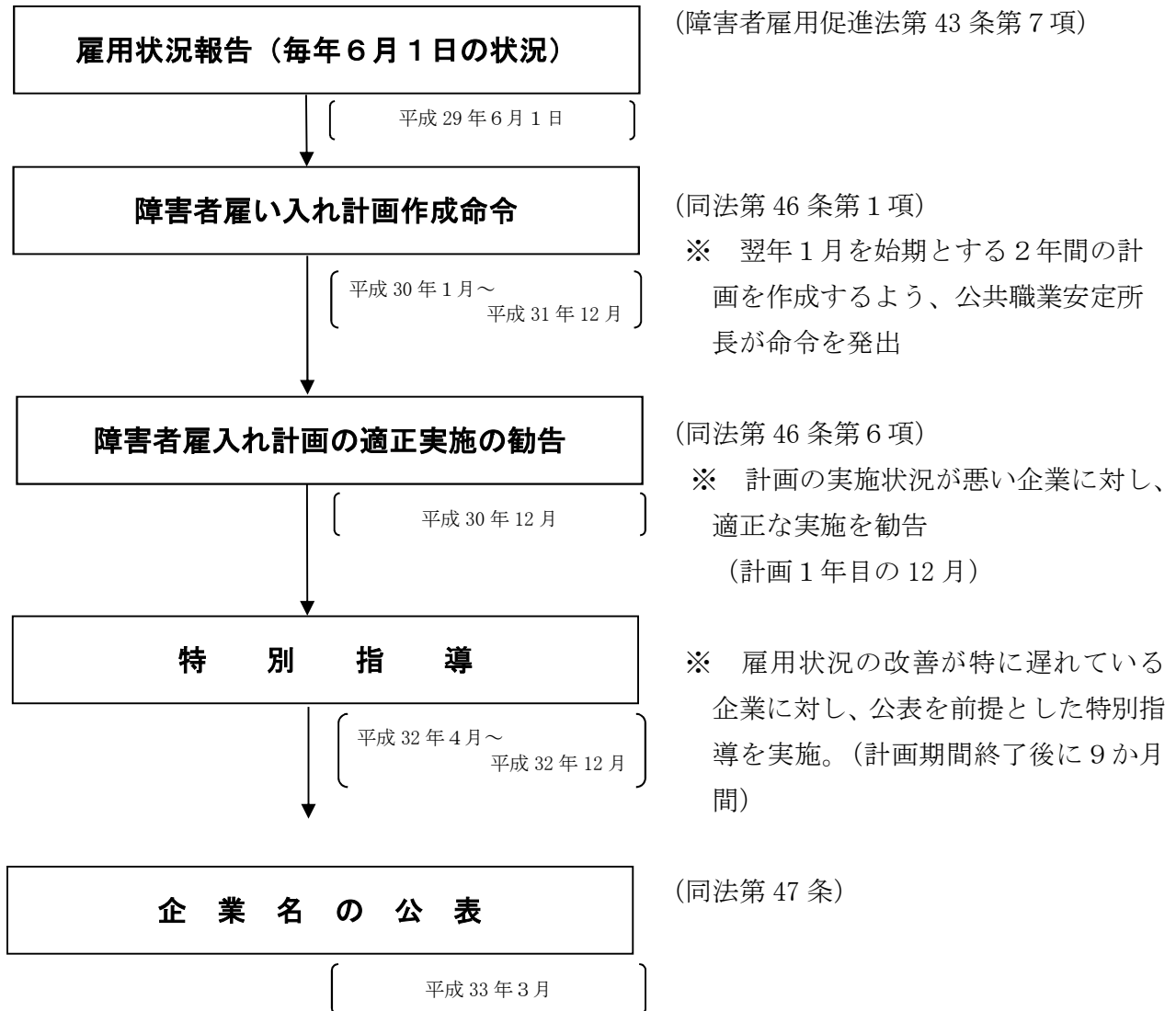
今後の雇入れ（過去3年間の新規労働者雇入れ数 \geq 不足数）が見込まれており、次の①から③のいずれかに該当する企業の事業主

- ① 実雇用率が前年度全国平均実雇用率未満 かつ 不足数5人以上
(平成28年 1.92%)
- ② 法定雇用障害者数が3～4人(対象労働者数150人以上250人未満規模の企業)であって、雇用障害者数が0人の企業
- ③ 不足数10人以上の企業

◎ 雇用率達成指導の流れ

実雇用率の低い事業主等に対しては、「障害者の雇用の促進に関する法律」に基づき、下記のように、**ハローワーク**において雇用率達成指導を行っている。

不足数の多い企業等については、当該企業等の事業主に対して、北海道労働局、厚生労働省本省が直接指導を実施している。



【指導実績】

1 平成28年度の実績

- * 「障害者雇入れ計画作成命令」の発出 263社 (うち、北海道内9社)
- * 障害者雇入れ計画を実施中の企業 (28年度末現在) 421社 (うち、北海道内19社)
- * 障害者雇入れ計画の「適正実施勧告」 84社 (うち、北海道内4社)
- * 「公表を前提とした特別指導」の実施 52社 (うち、北海道内0社)

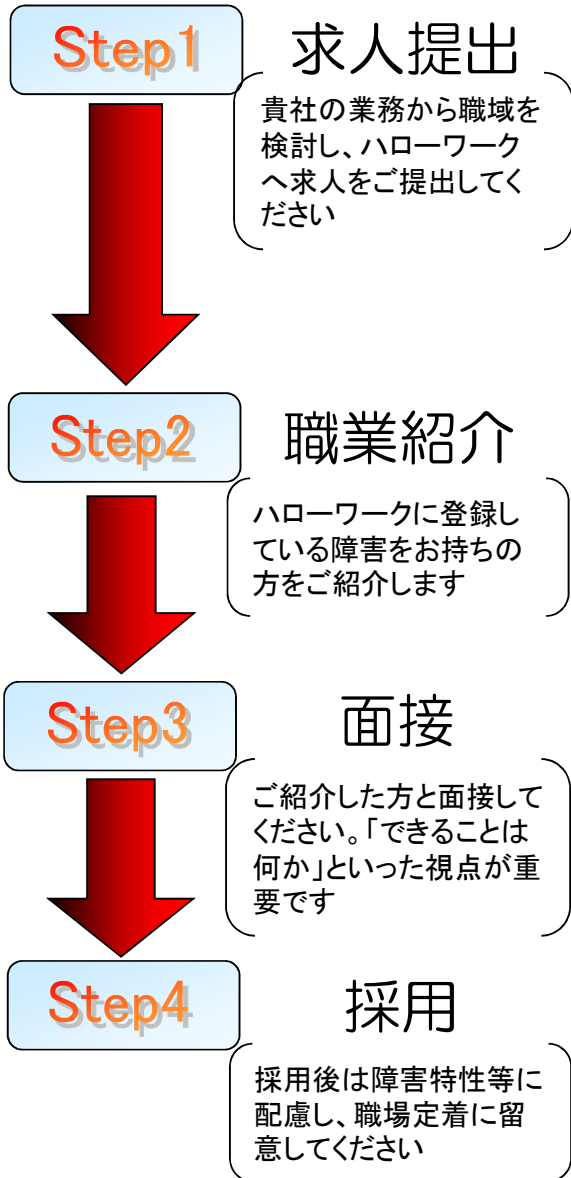
2 企業名の公表実績 (全国値)

18年度 2社、19年度 1社 (再公表)、20年度 4社、21年度 7社 (うち1社は再公表)
 22年度 6社 (うち2社は再公表)、23年度 3社 (うち1社は再公表)、24年度 0社、
 25年度 0社、26年度 8社、27年度 0社、28年度 2社

ハローワークの障害者雇入れ支援メニュー

ハローワークでは、事業主の皆様の障害者雇用を積極的に支援しております。

ハローワークのサポート



Q 当社では障害者に対応した業務がないが

A ハローワークでは障害者に担当させる業務の相談支援も行っております。

同業他社の事例の紹介や、関係機関と連携し、実際に現場を見学させていただくなどして、障害特性を踏まえた業務の切り出し・創設のお手伝いもさせていただきます。

Q どんな方を紹介してくれますか？

A 貴社の求人内容と応募者の障害特性を考慮のうえ、ご紹介します。

適格な方がいない場合は、登録されている方に応じた職域拡大などのご相談にも応じ、紹介できるように努めます。

Q 面接ではどんなことを聞けばいいのですか？

留意する点はありますか？

A ハローワーク職員や関係機関の担当者が同行し、配慮すべきことなど採用の参考となる情報を提供させていただくことも可能です。

Q 採用後に留意する点は？

企業へはどんなサポートがありますか。

A 障害者の採用後は、障害特性に応じた配慮により定着を図っていくことが大切です。ハローワークでも各種支援メニューをご用意しています。

常用雇用への不安がある場合は障害者トライアル雇用事業を活用ください

指導方法に不安がある場合はジョブコーチを活用ください

雇入れ時の賃金補助として各種助成金制度があります。

各種支援メニューについては次ページをご参照ください

・雇入れのきっかけづくり(トライアル雇用助成金)

障害者トライアルコース・障害者短時間トライアルコース

【障害者トライアル雇用】

障害者を原則3ヶ月間雇用することにより障害に対する理解を深めていただき、その後の常用雇用のきっかけ作りを進める制度です。

(対象者1人当たり月4万円の奨励金が支給されます。)

【障害者短時間トライアル雇用】

週10時間以上20時間未満の労働時間で、3～12ヶ月間雇用し、最終的に週20時間以上の常用労働者となることを目指す制度です。

精神障害者、発達障害者が対象です。

対象者1人当たり月2万円が支給されます。

・雇入れに活用できる助成金制度(特定求職者雇用開発助成金)

特定就職困難者コース

安定所等の紹介により身体・知的・精神障害者を継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に対して、賃金の一部に相当する額を助成する制度です。トライアル雇用助成金との併給も可能です。

障害者初回雇用コース

障害者雇用の実績のない企業(常用労働者50人～300人)が安定所等の紹介により初めて障害者を雇用し、法定雇用障害者数の雇用を達成した場合に支給します。

障害者トライアル雇用奨励金および特定求職者雇用開発助成金との併給も可能です。

発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース

発達障害者や難病のある人を安定所の紹介で雇用し、適切な雇用管理等を行った事業主に助成を行います。助成額は、特定求職者雇用開発助成金の重度以外の身体・知的障害者と同様です。障害者トライアル雇用奨励金との併給も可能です。

各助成金の支給額・支給要件の詳細については、お近くのハローワーク・労働局へお問い合わせください。

・就職後の定着への支援

ジョブコーチ(職場適応援助者)

障害者の職場定着を図るためにジョブコーチが会社に出向き、障害者本人、事業主等に支援を行います。

職場にて作業能率をあげる、作業ミスを減らすための支援や障害に配慮した対応方法についての助言・援助等を行います。

札幌、石狩、旭川、函館、釧路、帯広、北見、小樽、伊達、名寄、美唄に設置しております。

・関係機関との連携した支援

北海道障害者職業センター

障害者本人への就業に向けた相談・支援のほか、事業所への障害者の雇用管理に関する支援やジョブコーチの派遣等を行っています。

札幌に本所、旭川に支所があります

障害者就業・生活支援センター

就業及びそれに伴う日常生活上の支援を必要とする障害者や雇用している事業所に対し、事業所への訪問などにより相談・助言を行います。